

摂津ブランド認定基準

(目的)

第1 この基準は、中小企業応援プロジェクト！摂津ブランド認定事業実施要領（令和3年6月9日施行。以下「要領」という。）第3条に基づき、摂津ブランドの認定基準に関し、必要な事項を定める。

(基準)

第2 摂津ブランドの認定の可否は、その目的及び趣旨を理解する申請者が申請する商品等のうち、次に掲げる項目で評価する。

(1) 摂津らしさ

- 1) 摂津市の資源や個性を生かした「ものづくりのまち 摂津」を発信するに相応しい商品である。
- 2) 製造工程において、摂津市内の協力会社等で外注加工、パッケージ作成を行う等、市内企業間の取引により商品を生産・製造している。
- 3) 摂津市で生産された原材料等を主原料として製造している。また、その原材料を使用することで商品の魅力が向上している。
- 4) 摂津市の自然環境、歴史、風土等にちなんだストーリー性や話題性がある。
- 5) 摂津市ですでに生産・製造・加工されている。
- 6) 市民の誇り、摂津市のイメージアップ、PRにつながるものである。

(2) コンセプト

- 1) 消費者ニーズを踏まえた商品開発等により商品イメージ、商品の特徴や強みが明確になっており、訴求力がある。
- 2) 商品開発の着想から商品化までのストーリーがあり、熱意、こだわりを持って生産・製造・加工されている。

(3) 信頼性・安全性

- 1) 味、外観、機能性等に優れ、他に誇れる高い品質を持ったものである。
- 2) 優れた生産技術を有しており、品質管理・衛生管理及び苦情処理の体制が整っている。
- 3) 環境負荷低減に配慮した生産方式を取り入れている、又は取り組みを行っている。
- 4) 生産・製造に関する法令を遵守しており、商品に関連する法規及び各業界の自主ガイドラインの基準を満たしている。（日本農林規格（JAS）、日本工業規格（JIS）、国際標準規格（ISO）等）
- 5) 客観的な評価（顕彰制度の受賞、認証等）を受けている。

(4) 独自性・新規性

- 1) ネーミング、デザイン、機能等において同種の商品との差別化が図られている。
- 2) 独創的であり、アイデアに富んでいる。
- 3) 古くからの伝統的技術、又は先進的技術、独自の技術で生産・製造されている。

(5) 市場性・将来性

- 1) すでに市場に流通し、継続して販売している。
- 2) 将来にわたり継続的かつ安定的な生産・製造、販売ができ、その拡大が期待できる。
- 3) ブランド認定を通じて、摂津の地元企業・個人として更なる成長が期待できる。

(基準の確認)

第3 第2に掲げた基準の確認については、要領第6条に規定する摂津ブランド認定申請書（以下「申請書」という。）、添付書類及び摂津ブランド認定委員会当日のプレゼンテーションで行うこととする。ただし、認定に際して別途資料が必要であると判断した場合は、申請者より任意の資料の提出を受けることができる。

(評価方法)

第4 第2の(1)～(5)に規定した項目について、別表のとおり掛け率を設定する。1項目当たり5段階で評価をして、高評価は5をつけ、低評価は1とする。(1)～(5)の各項目の評価に掛け率を掛け、各項目の点数を合計したものが評価点となる(満点は100点)。

(認定方法)

第5 委員会の出席委員により各申請品について、第4の結果の確認を行う。各委員の評価点を確認し、出席委員の平均点を算出する。満点100点のうち概ね6割程度の得点で認定の目安となる。なお、認定品の決定は、出席委員の得点結果(平均点)と特別に配慮すべき事項を加味し、総合的な審査によって一定の評価を得た申請品を摂津ブランド認定品として認定する。

別表 (第4関係)

項目	掛け率	評価点
1. 摂津らしさ	5	25
2. コンセプト	3	15
3. 信頼性及び安全性	3	15
4. 独自性及び新規性	5	25
5. 市場性及び将来性	4	20
合計		100